



2011.Spring

vol. **13**

指定植物図鑑



ササユリ

(伊勢志摩国立公園)

本州中部から九州に分布する、ユリ科の多年草。6月から7月にかけて薄ピンク色の花を咲かせ、仄かな甘い香りがします。葉がササの葉に似ていることが名前の由来です。

CONTENTS

特集1	生物多様性主流化特集	2 ~ 3
特集2	地域循環圏を目指して	4
ローカルチャレンジ in ちゅうぶ	富山県、射水市	5
パートナーシップがつくる地域の未来		
山岳環境研究所		
かんでらmonzen亭		6
レンジャーレポート / Focus		7
イベントカレンダー / 中部地方環境事務所からのお知らせ		8



環境省

中部地方環境事務所

中部地方環境事務所による取り組み

中部生物多様性主流化チームを設置しました！

中部地方環境事務所では、平成22年11月19日に「中部生物多様性主流化チーム」を設置しました。生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で議決された、平成23年以降の新戦略計画(愛知目標)などの成果の実現に向け、中部地方において生物多様性の保全と持続可能な利用に関する各種事業の展開、関係団体との連絡調整などを効果的に進めていくことを目的としています。

「中部生物多様性主流化チーム」は、今まで所内に設置していた「COP10推進チーム」を改称したものです。これまでと同様の所内の横断的な体制で、積極的な取り組みを行っていきます。

<体制>

- ・チームリーダー 田村省二 統括自然保護企画官
- ・チーム員 総務課長、国立公園・保全整備課長、野生生物課長のほか、専任の職員を含め25名

COP10の成果を地域にひろめる

COP10では愛知目標が採択されるなど多くの成果がありました。今後は、この成果を、行政、事業者、NGO、市民のそれぞれが連携して地域で実践していかなければなりません。中部地方環境事務所ではCOP10の成果についての理解を進め、実践のヒントになるような市民向けのイベントを愛知県、岐阜県、三重県で開催しました。

国連生物多様性の10年 キックオフ勉強会

1月7日、元IUCN理事であり、前千葉県知事の堂本暁子氏をお招きし、勉強会「生物多様性条約COP10、そして…」を名古屋市で開催しました。

最初に、環境省生物多様性地球戦略企画室の鳥居室長から「COP10の成果について」、次いで田村統括自然保護企画官から「生物多様性に向けた中部地方環境事務所の取り組みについて」の報告が行われました。これを受けて堂本氏より、リオで目の当たりにした政府間交渉の難しさ、いまや生物多様性の核でもあるジェンダー問題、またミラクルといわれた名古屋議定書のポイント、そして2020年まで「国連生物多様性の10年」を提唱した日本の責任など多岐に渡る講演を頂きました。また、講演終了後のディスカッションでは、COP10後の課題について活発な意見交換が行われました。



意を語ってまいりました。この対談を通じて、今後の地域を担う若者がCOP10の成果を実践するキーパーソンとなるということを、皆様にご理解いただくシンポジウムとなりました。



対談「里山・里海の生物多様性を地域の未来づくりに活かすために」

地域づくりビジョン実践の取り組みが続いています 生物多様性流域対話

2月20日、岐阜市のじゅうろくプラザで、「生物多様性流域対話」を開催しました。最初に、中部地方環境事務所と伊勢湾・三河湾流域再生交流会議、伊勢・三河湾流域ネットワーク等の連携事業である「伊勢・三河湾流域保全・再生調査」の報告を行い、次いで、流域の保全再生に向けた活動について対話を行いました。会場には、愛知・三重・岐阜の大学生を含め約60名が集まりました。



そもそも、この調査は、流域の保全と再生に取り組む団体が、別の団体の活動現場に出かけて活動状況や課題について直接話を聞くことを通じて対話を行い、連携を強化し、生物多様性の保全活動の促進を図るものです。

今年度は、特に揖斐・長良川流域を対象として本調査を行いました。地域住民が「自然資源を上手く活用して「なりわい」を成り立たせることの結果として、生物多様性の保全や再生に繋がった活動事例、行政、NGOなどセクターを超えた連携が上手く機能した事例、「よそも」である若者が中山間地域などの上流域に入り地域住民とともに活動することで成功した事例が取り上げられました。

後半の対話では、流域内の生物多様性保全に向けた意見や意気込みなどについて多くの発言がありました。

最後に、参加者一同で、本調査を継続していくこと、県域を超えた上下流域の連携と交流を強化していくこと、活動の成果・発信、対話の場を、現場での開催を含め継続していくこと、流域をコーディネートできるような主体を確立していくことを目指す、「生物多様性流域対話宣言」を採択し、当所も含め各主体が引き続き取り組みを積極的に進めていくことを確認しました。

里山・里海の生物多様性を活かした地域づくり ～生物多様性条約COP10の成果をふまえて～

次世代の地域の担い手である若者たちと一緒に、里山・里海の恵みを再発見し、上手に保全・活用した地域づくりを考えるシンポジウムを、2月12日に三重大学で開催しました。

午前中は、環境保全活動団体のパネル展示と取り組み発表を行い、それぞれの活動が連携していく必要性を再認識しました。

午後からのシンポジウムは、市原信男中部地方環境事務所長・内田淳正三重大学学長の挨拶で始まり、中部地方環境事務所から生物多様性条約COP10の成果と愛知目標の実践について、三重県から生物多様性地域戦略の策定について、説明しました。

また、三重大学学長補佐・人文学部朴恵淑教授から「三重県の里山・里海と生物多様性保全」について、孤野町石原正敬町長から「里山の恵みを活かした町づくり」について、それぞれ講演をいただきました。

さらに、「里山・里海の幸ケータリング」では、孤野町のマコモを使ったお菓子、地元津で生産された伊勢湾の海苔を参加者に味わって頂き、里山・里海の恵みを体感してもらいました。

空気が和んだところで、対談「里山・里海の生物多様性を地域の未来づくりに活かすために」を行いました。エコツーリズムアドバイザーの鈴木順一郎氏のコーディネートのもと、講演者に加えて三重大学環境ISO学生委員の中田幸希さん(人文学部1年)、坂倉智大さん(教育学部1年)に参加いただき、COP10で受けた影響や今後の活動に向けた決

環境省による取り組み

ポストCOP10フォーラム

珍しく名古屋に雪が降り積もった1月16日、「ポストCOP10フォーラム」が開催されました。12月20日に採択されたばかりの「国連生物多様性の10年」のスタートを切るため、開催地となった愛知・名古屋からCOP10を振り返り、この10年間に何をするのか、多くの方々と共有する場となりました。

午前中は、プレイベントとしてCOP10に関わったボランティアやNGOなどの方々によるダイアログが実施され、特に次世代を担う若者からの提案を受け、参加者と共に議論しました。

午後、雪が降りしきる中でしたが、多くの市民が集まり、フォーラムがスタートしました。始めに、COP10で合意に至った「愛知目標」、「名古屋議定書」の内容やその経緯を渡邊綱男環境省自然環境局長や香坂玲名古屋市立大学准教授から説明しました。次いで、COP10を支えたボランティアや市民の活動について、COP10広報アドバイザーのマリ・クリスティーン氏、矢野きよ美氏とボランティア代表者とが、楽しいトークで振り返りました。



提供：生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会

最後のトークセッションでは、「COP10から国連生物多様性の10年へ」をテーマとして、様々なセクターを代表する7人の出演者により、この10年をどのようにしてゆくのかということについて議論が行われました。

生物多様性保全活動促進法

(正式名称：地域における多様な主体の連携による生物多様性の保全のための活動の促進等に関する法律)

の説明会を開催しました!!

平成22年12月に成立した生物多様性保全活動促進法(以下、「新法」)の説明会を名古屋市内において2月9日に開催しました。新法策定に携わった職員による説明会でしたが、約80名の方のご参加を頂きました。



説明会の様子

この新法について簡単にご紹介すると、日本各地で生物多様性が急速に損なわれている中、もちろん地域ごとに生態系は異なるため、その地域に合った保全方法の実施が必要になります。そのため、新法に基づいて、地域単位で生物多様性に関する問題点、保全対策などを盛り込んだ「地域連携保全活動計画」を策定すると、自然公園法などで規制の対象である行為が不要許可行為(計画の範囲内)とすることができたり、また、国からの支援も受けることができたりするなど、より積極的な生物多様性の保全を進めることが出来るようになりました。

中部地方環境事務所も管内の生物多様性を保全するため、新法の積極的な活用を進めていきます。みなさんも地域の生物多様性を保全するための取り組みを始めてみませんか。

中部地方におけるCOP10後の動き

グローバル対話フォーラム2011

1月23日、中部ESD拠点推進会議の主催により、中部大学春日井キャンパスにおいてグローバル対話フォーラム2011が開催されました。

本フォーラムでは、NGOを中心としてCOP10の成果や課題について議論が進められました。午前の基調報告では、哲学者 内山節さん



講演する内山氏

から、現代では『キツネに騙される』話を聞かなくなったことを挙げ、日本人の自然観と生活、その変化や背景について話をされ、多くの参加者が熱心に聴講しました。

午後からは、COP10に向けて活動してきた地元の市民団体の報告や今後についての議論がされました。また、COP10で採択された愛知目標やESD(持続発展教育)など、

関連し合う全ての課題を網羅したロードマップの組立て、C-EPA(湿地や里山など自然の価値と持続可能な資源利用のあり方を次世代に伝えるための「広報(情報伝達または対話と誤されることも)」「教育」「普及啓発」などの活動を総じていう概念。)、先住民の権利回復、地域内の循環した暮らしや地域ネットワークなど、COP10を終えた今後の課題について多様な視点から報告がありました。

行事予定

3月10日(木)~11日(金)

名古屋大学野依記念館

**SATOYAMAイニシアティブ
国際パートナーシップ総会**

主催：里山イニシアティブ国際パートナーシップ
(国連大学)

「地域循環圏」を目指して

……食品リサイクルループ形成への支援……

突然ですが、「地域循環圏」という言葉をご存じですか？ 循環型社会の形成のための一つのキーワードなのですが、世間ではまだあまり馴染みのない言葉だと思います。

ごみとされるものの中に含まれる再生利用可能な資源は、その資源の特性に合わせたリサイクル方法が必要となります。しかし、折角の資源も必要以上に遠くに運んでいては、環境には優しくありませんし、発生する資源の種類や量、得意な再生利用方法などには地域ごとの特性もあります。そこで、地域の特性を活かし、資源毎に最適な規模で資源を循環していこうというのが、「地域循環圏」という概念です。

環境省では、平成21年度から各地の地方環境事務所で、「地域循環圏」の構築に向けた検討を行っています。中部地方環境事務所では、様々な有効資源のうち、食品スーパーやコンビニ、外食店から出される食品廃棄物を対象に、課題の抽出、検討を行っていました。（詳細は、http://chubu.env.go.jp/recycle/r_1.htmlをご覧ください。）

平成22年度は、これまでの検討結果を踏まえて、複数の小売店や外食店などから出る食品廃棄物を対象にモデル事業を行い、「地域循環圏」のあり方を具体化するとともに、処理コストの低減、地産地消の促進、低炭素社会への貢献などを含めた事業の効果を検討し、中部地方において適切な規模の「地域循環圏」を形成することを目指しています。

モデル事業のねらいと参加事業者

【岐阜東南地域】

岐阜県では、県内に一般廃棄物を受入れ可能な再生利用事業者が無いことから、愛知県内の再生利用事業者まで越県する食品リサイクルループモデルを試行することにより、岐阜県内の排出事業者が食品リサイクルを実施できる仕組み作りを目指す。

排出事業者	株式会社 サークルKサンクス
	株式会社 パロー
	マックスバリュ中京 株式会社
	ミニストップ 株式会社
収集運搬事業者	ユニー 株式会社
飼料化事業者	株式会社 橋本
農畜産物生産者	中部有機リサイクル 株式会社
	小久保畜産 有限会社
	やまびこ会

【鳥羽地域】

鳥羽市内では廃棄物の排出量の約半分をホテル・旅館からの食品廃棄物が占めることから、実績がある旅館のたい肥化のノウハウを市内で普及させる第一歩として隣接旅館との共同のリサイクルループを構築するとともに、養殖魚への飼料提供を行うなどの観光地である特色を活かした新たなスキームの実現を目指す。

排出事業者	株式会社 戸田家
	株式会社 鳥羽国際ホテル
収集運搬事業者	有限会社 サンサンクリーン
たい肥化事業者	株式会社 戸田家
飼料化事業者	
農畜産物生産者	田中 まち子
	耕し隊
	三重県漁業協同組合連合会

※サポート事業の参加事業者は以下のとおり。

【東三河地域】小売事業者：(株)ドミー、(株)ヤマナカ

外食業者：(株)物語コーポレーション

たい肥化事業者：(株)オガワ農材

飼料化事業者：(有)環境テクニクス

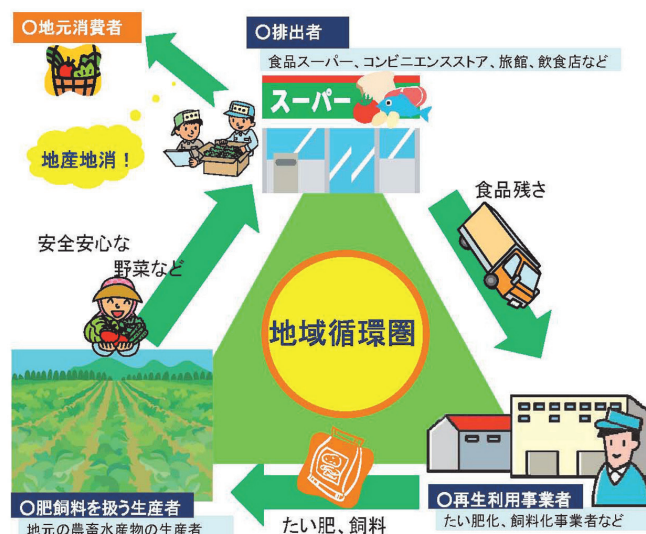
農畜産物生産者：ひまわり農協、(株)ミマスファーム

【三重畿央地域】小売事業者：(株)一号館、Aコープ(三重農協食品(株))

飼料化事業者：(株)イガ再資源化事業研究所

畜産物生産者：(株)トントンファーム

(業種・五十音順で掲載しています)



モデル事業への参加者の公募は、昨年9月に行いました。その結果、31事業者からの応募があり、事務局との事前調整により、4つの地域でリサイクルループを可能とする取り組みが出来上がりました。これらの取り組みをモデル事業候補案として、専門家などからなる検討会により検討した結果、2地域の取り組み(岐阜東南地域、鳥羽地域)をモデル事業として、また、残り2地域の取り組み(東三河地域、三重畿央地域)についても、サポート事業として、これら取り組みの実現を支援していくこととしました。

モデル事業については、参加事業者と地元自治体からなる協議会を設置し、食品リサイクルループの構築に向けた取り組みを試行的に運営することで、課題の解決・調整などを行っています。また、サポート事業については、中部地方環境事務所が地元自治体との行政的な調整などを行うことで、これら取り組みを推進・支援することとしています。

加えて、昨年度行った消費者への調査結果で、食品リサイクルの認知度が低いことや、生ゴミなどの言葉に悪いイメージがあることから、来年度には消費者向けの普及・啓発活動を計画しています。具体的な内容は検討中ではありますが、モデル事業などで生産された野菜の収穫体験や豚の試食会、食品リサイクルの取り組みを表すロゴ作成などを考えています。これらイベントなどについては、随時中部地方環境事務所のHP(<http://chubu.env.go.jp/>)に掲載をしていきますので、多くの方の参加をお待ちしております。

ごみは「分ければ資源」とされていますが、その資源を環境に優しい形で有効利用するとともに、私たち消費者がそれらを積極的に購入・利用してこそ、リサイクルと呼べるものと考えています。ごみはなるべく出さないで、出してしまったごみはほとんど利用する。そのことが、環境への負荷を減らした本当の循環型社会になると、私たちは考え、検討を進めています。

合い言葉は「**地域循環圏**」です。



富山県

富山県の環境政策について — 環境先端県を目指して —

富山県では、本県の誇る豊かな水と緑に恵まれた素晴らしい環境を次代に引き継ぐため、一人ひとりが環境問題を自分の問題として捉え、ライフスタイルを見直し、持続可能な地域づくりに果敢に取り組む社会～環境先端県～を目指して、全国に先駆けた環境保全の取り組みを実施しています。

まず、全国初となる県内全域でのレジ袋無料配布の取止めでは、マイバッグ持参率は、1年目の20年度は92%、2年目の21年度は94%と高い水準を維持しています。21年11月には、本県の取り組みを全国に発信する全国フォーラムを環境省と共同で開催しております。県民の真摯な取り組みは全国的に注目され、無料配布取止めは、本県に続き12県で実施されるなど、全国にも広がりを見せています。

また、県民全体で森づくりを支える「水と緑の森づくり税」を活用して、明るい里山づくりや、クマなどの野生生物との棲み分けなど地域ニーズを反映した多様な森づくりを進めています。



地域住民との協働による里山林の整備

地球温暖化対策では、「とやまエコドライブ宣言」の宣言者数が10万人を達成し、免許保有者当たりの宣言者数では全国トップとなっております。このほか、中小企業や家庭用省エネ設備の導入補助などによる省エネルギーの推進、電気自動車の導入促進、太陽光発電や富山の豊かな水を活用した小水力発電などの新エネルギーの導入推進に取り組んでいます。



エコドライブ宣言者10万人達成セレモニー

生物多様性の保全では、世界三大自然・野生生物映像祭の1つで、本県で2年ごとに開催されている世界自然・野生生物映像祭(JWF)を支援しており、22年は、COP10に合わせて名古屋や首都圏で開催されています。

国際環境協力では、我が国唯一の環日本海地域の環境保全を行う国連機関である北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)や、その地域活動センターの役割を担う(財)環日本海環境協力センター(NPEC)との協力により、環日本海地域の漂流・漂着ごみ対策や海洋生物多様性の保全などを推進しています。

今後とも、環日本海地域をリードする「環境先端県」を目指して、県民と力を合わせて各種施策に取り組んでいきます。

富山県生活環境文化部環境政策課

電話：076-444-3141

射水市

未来につなげる豊かな自然 協働で創る環境のまち いみず

射水市では循環型社会を基調とし持続可能な社会を構築するため、射水市環境基本条例を制定し、平成20年4月から施行しています。また、環境基本条例に基づき平成22年3月に「環境基本計画」を策定しました。

環境基本計画では、良好な環境を守り育て、恵み豊かな環境を良好な状態で将来の世代に継承していくため、公害対策など、従来のような規制を基本とする施策だけではなく、市、事業者、市民及び滞在者が共通の認識のもと、地球温暖化対策をはじめとする各種環境施策に協働して取り組み、環境の保全及び創造を積極的に進めていくことが必要であり、射水市の豊かな自然を守り育て、将来の世代へ引き継いでいくため、将来の環境のあるべき姿を「未来につなげる豊かな自然 協働で創る環境のまち いみず」をみんなで目指す環境像としています。

環境基本計画の中での地球温暖化対策に関する取り組みの一環として、「いみず環境チャレンジ10」事業を実施しました。

この事業は、平成16年から富山県が「とやま環境チャレンジ10」として実施しており、県が選定した小学校(今年度：射水市の場合6校)で、小学4年生(10歳)を対象に、地球温暖化問題を学び、家族と一緒に10個の温暖化防止目標を掲げて10週間実践・自己評価することにより、家庭での温暖化防止の取り組みの定着を図ることを目的としています。県の選定校(6校)と県の選定校以外(9校)において実施し、市内全小学校(15校)での実施は県内でも射水市が初の事業であり、今後も地球温暖化対策の継続事業として考えています。



「いみず環境チャレンジ10」実施の様子

平成20年3月には「射水市地球温暖化防止市民行動計画(射水市地球温暖化対策推進市民会議)」及び「地球温暖化防止射水市役所実行計画」を策定しました。

「市民行動計画」は、地球温暖化を防止するため、私たち市民一人ひとりのライフスタイルを見直し、家庭でできる身近な地球温暖化防止行動の取り組みを呼びかける内容となっており、ホームページや広報などを通して計画の内容を紹介しています。

また、「市役所実行計画」は市自ら地球温暖化防止に向けた行動に率先して取り組み、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的とし、省エネルギー・省資源・廃棄物の減量・リサイクルなどを推進しています。平成20年から平成24年までの5年間に於いて平成18年度比10%削減を目標としています。この目標の実現に向け、全力で取り組み、市民一人ひとりが希望をもって生き生きと暮らすことができる、明るく元気なまちづくりを進めていきます。

射水市市民環境部環境課

電話：0766-52-7967

冬のライチョウを護る

有限責任中間法人 山岳環境研究所

爽快なバックカントリースキー・ボード。楽しそうですね。しかし、ちょっと待って下さい。そこは野生動物の住処です。

長野県の北部に位置する小谷村では、白馬乗鞍岳周辺(栂池高原スキー場上部)で30年以上前から春スキーに伴うヘリコプターによる人員輸送(ヘリスキー)が実施されてきました。それが、ライチョウの生息に影響を与えるのでは、と懸念する声が上がりました。観光が



白馬乗鞍岳 天狗原の祠で一休み

主要な産業の小谷村にとって、山、スキー場そしてライチョウは貴重な観光資源です。ヘリスキーは本当に影響を与えているのだろうか。事実がなければ議論になりません。環境省の協力も得られ、2007年から官民が一体となって冬期の調査とその結果の検討が始まりました。

調査の結果、ヘリスキーはライチョウの生息に影響を与えていませんでした。しかし、何も考えずに継続してよいのでしょうか。白馬乗鞍岳周辺は、積雪期のバックカントリー

には理想的な環境で、多くの人が訪れます。しかし、利用者の安全確保のための規制はありますが、野生生物(自然環境)への配慮はないに等しい現状でした。ライチョウに関わる問題提起がこれからの利用のあり方を考えるよい機会になりました。



越冬期のライチョウは雌雄の混ざった集団を形成することがある。栂池自然園展望湿原付近でみられた雄8羽、雌7羽合計15羽の集団の一部

調査で分かったことは、越冬地としてライチョウが好む環境、そして頻繁に利用している、コアエリアと呼べる地点です。そこから、①ライチョウ生息のコアエリアには立ち入らない、②オーバーユースを避ける、③規則を積極的に守ってもらえる体制作りの3点をメインとする規則を皆で考えました。

今後は、体制の強化と規則を自発的に護ってもらえるような情報の発信が課題となっています。

「おたりのでいじ」

HP : <http://www.deiji.info/pages/UL0020Main.aspx>

古着再生事業「かざでらR」プロジェクト かんでらmonzen亭

名古屋市南区笠寺地区は、旧東海道筋にあって笠寺観音の門前町として繁栄してきましたが、近年元気がなくなりつつありました。そこで、笠寺まちづくりの会「かんでらmonzen亭」が、まちに活気を取り戻すとともに、循環型のまちに変えていこうと取り組んだのが、「かざでらR」プロジェクトです。

このプロジェクトは、地元の商店街、名古屋女子大学、かばん職人との連携により成立しました。環境省の平成21年度循環型社会地域支援事業への採択をきっかけに、かばん職人さんや大学の服飾系専攻の学生さんに指導をお願いし、持ち寄った古着からバッグや帽子を作る教室を月に2回開催することになりました。チラシやポスターで呼びかけると直ぐに沢山の方が参加してくれるようになりました。



参加者と学生

どう加工したら良いのか迷っていた参加者も、元の形をどう生かしたらよいかなど学生達のセンスによるアドバイスを受けながら、オリジナルな一品を作る喜びがわかってきました。腕を上げてきて売りたい作品は、商店街に協力をいただき、笠寺ブランド「かもん」として販売してもらうことになりました。さらに「かもん」を知ってもらうため、ファッションショーの開催やEXPOエコマナーの交

換商品への提供も行いました。

こうして平成21年度には200名もの方々に参加してもらうことが出来ました。

平成22年度からは、開催頻度を月2回から4回に増やし、さらに多くの方々に参加していただいています。

作品もバッグや帽子だけでなく、スカーフ、リフォーム、小物などにも広がってきました。



ファッションショーのモデルさんと作品

今後も、地域の皆さまのご協力をいただきながら、より多くの方に関わっていただくことで、人の「わ」と循環の「わ」を広げていきたいと思ひます。

かんでらmonzen亭 電話 : 052-822-0885

メール : kandera@minamix.net

HP : <http://minamix.net/kandera/>



笠寺ブランド「かもん」のロゴマーク

中部山岳国立公園は、立山連峰、穂高連峰など、標高3,000m級の山々からなる雄大な山岳景観や高山域固有の生態系を有する重要な保全地域であるだけでなく、年間約1,000万人が利用する観光資源として地域経済を支えています。

近年、交通網が整備され比較的容易に山岳地域にアクセスできるようになったことから、利用者の安全管理、環境保全対策が整っていない積雪期においても山岳地域を観光資源として利用しようとする地域が増えつつあります。新たな観光利用に活路を見いだすとともに、利用者に積雪期における山岳地域の自然に触れる機会を提供することは大変重要なことだと思いますが、積雪期の山岳地域では、雪崩、ホワイトアウトなどによる事故が発生するおそれがあり、また、利用者の尿処理ができないこと（トイレが出来ない）や、ライチョウなどの野生生物に影響をおよぼすおそれもあることから、利用によってどのような問題が生じるのかを事前に把握し、問題の発生を防ぐための対策を進めていかなければなりません。

中部山岳国立公園後立山地域の白馬乗鞍岳周辺においては、地元長野県小谷村を中心に関係者が集まる検討会を設置し、ライチョウの生息状況調査の実施、利用者へ

の安全管理・環境保全に関するレクチャーの実施など、行政機関、研究機関、観光事業者、地元山案内人などが一体となって、安全管理、環境保全対策に最善を尽くそうとする取り組みが進められています。

山岳地域における積雪期の観光利用に当たっては、優れた自然環境の価値を損なわず観光資源として持続的に利用するために地域が一体となった取り組みが必要です。私もその一員として精一杯取り組みたいと考えています。



地元山案内人によるライチョウ生息地への立入禁止看板の設置



観光事業者による利用者へのレクチャー

実施しました!

FOCUS

藤前干潟不法投棄ごみ一掃大作戦

中部地方環境事務所は、昨年11月19日(金)に愛知県、名古屋市区及び(社)愛知県産業廃棄物協会などと連携し、国指定藤前干潟鳥獣保護区における不法投棄ごみの撤去活動(藤前干潟不法投棄ごみ一掃大作戦)を行いました。これは、昨年10月に開催されたCOP10を踏まえた具体的な環境保護活動の一環として行ったものであり、日頃県内で適正な廃棄物処理に携わっている愛知県産業廃棄物協会所属の事業者の方々の全面的な協力の下、実現したものです。

当日は、約100名が参加して、国指定藤前干潟鳥獣保護区内の日光川河川敷で、長さ約300メートル、幅約10メートルにわたり、テレビ、冷蔵庫などの廃家電やタイヤなど約60トン撤去しました。



○作戦成功のキーパーソンの一である愛産協の永井・名古屋支部長にお聞きしました。

Q. 協会が全面的にボランティアとして参加することになった経緯を教えてください。

A. 当協会の会員企業は、県内の産業廃棄物の適正処理に努めていますが、不法投棄など、心ない業者による廃棄物が不適正に処理される事案があることには憂慮しております。そのため、社会貢献事業の一環として、これまで定期的に天白川の河川敷のごみ清掃活動などを実施しています。中部地方環境事務所より藤前干潟地区で不法投棄があるとお聞きし、その撤去活動への協力を打診されたときは、現場を見て、余りの多さに驚きました。しかし、COP10の開催を控えていた時期だったこともあり、貴重な自然の保護に我々も微力ながら役立ちたいと思い、ボランティアとして参加することを決めました。

Q. 循環型社会形成の担い手の一人として、今後の抱負を聞かせて下さい。

A. 廃棄物処理業者というだけで、社会的に、厳しい目で見られる現状を何とか改善できればと思います。協会の会員企業のように、ほとんどの廃棄物処理事業者は、廃棄物処理を適正に実施し、県内の産業活動を支えるとともに循環型社会の形成にお役に立っていると自負しています。今後も、適正な廃棄物処理事業とともに社会貢献活動も継続していきたいと思っています。

もしクマに出会ったら

— 万が一に備えて —

山歩きに絶好のこれからのシーズンは、クマが眠りから覚める時期でもあります。クマに会わない工夫として、クマ鈴など音の出るものをつけて人間の存在を知らせること、クマの隠れ場所となりにやすい見通しの悪い沢や山とつながっている林や川沿いのやぶに入らないこと、またクマと出会う可能性が高い早朝・夜間の外出は極力をさけることがあげられます。しかしもし万が一出会ってしまったら、以下のことに注意してください。

- ・ **クマが遠くにいることに気づいたら**、落ち着いてその場所から離れます。クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げたりしないようにしましょう。
- ・ **クマが近くにいることに気づいたら**、落ち着いてその場所から離れます。その際、ゆっくり、クマと向き合ったまま、後退してください。
- ・ **クマがすぐ近くにいることに気づいたら**、冷静に、クマが立ち去ってからその場を離れます。人の急な動作に驚いて、攻撃してくることがあるので、落ち着いた行動を心がけてください。突発的に襲われたら、両腕で顔や頭をガードして、大けがを避けましょう。

なお、中部地方環境事務所管内に出没するクマは、ツキノワグマです。詳しくは、環境省のHPをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/kids/index.html>

改正廃掃法が施行されます！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号（以下「改正法」という。）が、平成23年4月1日から施行されます。

改正法の概要として、

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化
2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化
3. 廃棄物処理業の優良化の推進等
4. 排出抑制の徹底
5. 適正な循環的利用の確保
6. 焼却時の熱利用の促進 などがあります。

改正法の趣旨をご理解いただき、今後とも廃棄物の適正処理の確保に努めていただきますようお願い申し上げます。

関連情報：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13275>



中部地方において様々な「環境」の活動に取り組んでいる方々が、この広報誌を通して「環」(わ)のようにつながって、その「環」が広がってほしいという願いを込めて命名しました。

EVENT CALENDAR

平成23年3月～平成23年5月

✿ 名古屋自然保護官事務所 ☎052-389-2877
<http://chubu.env.go.jp/wildlife/fujimae/index.html>

✧ ガタレンジャー Jr.認定プログラム(全7回)

応募締切 平成23年3月21日(月・祝)

詳細・問い合わせ→<http://www.fujimae.org/>

✧ シギ・チドリ観察会

4月30日(土)

✿ 横山ビジターセンター ☎0599-44-0567
<http://www.yokoyama-vc.jp/>

✧ 神宮の塩づくり

3月4日(金)

✧ アカガエルの観察会

3月26日(土)

✿ 長野自然環境事務所 ☎026-231-6570
<http://chubu.env.go.jp/nagano/>

✧ 中部山岳・上信越高原アクティブ・レンジャー国立公園写真展

3月15日(火)～4月13日(水)〈定休日なし〉

道の駅あらい「くびき野情報館」(新潟県妙高市)

4月16日(火)～5月9日(月)〈定休日なし〉

新穂高ロープウェイ(岐阜県高山市)

5月12日(木)～6月9日(木)〈平日(開庁日)のみ〉

長野市役所 2F渡り廊下(長野県長野市)



表紙の写真

「ツツジ越しの英虞湾」

撮影：福田太志
(前志摩アクティブレンジャー)

英虞湾を一望できる横山園地では、複雑に入り組んだリアス式海岸と養殖筏の融合した景観が楽しめます。春になると、その景観に鮮やかなツツジが彩りを添えてくれます。

編集後記

生物多様性条約COP10は終了しましたが、中部地方環境事務所では、今後も継続して生物多様性についてさまざまな人に理解してもらい、その保全のために行動してもらうように、この広報誌などを通じて生物多様性を更に普及促進していく予定です。また今号では、中部地方環境事務所などがCOP10を踏まえた具体的な環境保護活動の一環として行った国指定藤前干潟鳥獣保護区における不法投棄ゴミの撤去活動をFOCUSで取り上げました。

皆さんもこれを機に生物多様性の保全に取り組んでみてはいかがでしょうか。

発行：環境省

中部地方環境事務所

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

TEL 052-955-2130 FAX 052-951-8889

URL <http://chubu.env.go.jp/>

長野自然環境事務所

〒380-0846

長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階

TEL 026-231-6570 FAX 026-235-1226

URL <http://chubu.env.go.jp/nagano/>

